



市 章

大津市公報

平 成 27 年 9 月 1 日
号 外 (第 56 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
107	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
108	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
109	大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第107号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 項の表介護保険住宅改修支援費用助成金の項の次に次のように加える。

大津市介護職員初任者研修 受講補助金	その雇用する介護職員が介護職員初任者研修を受講するのに要する経費の全部又は一部を負担する事業者に対し、その負担に要した経費の一部を補助することにより、介護職員の確保及びその技能の向上を支援し、もって質の高い介護サービスの提供の促進を図ること。
-----------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第108号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の 2 中「第36号」を「第37号」に改め、同条中第36号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号の次に次の 1 号を加える。

- (35) 湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務
- 第21条の 3 第 3 項中「前条第35号及び第36号」を「前条第36号及び第37号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 9 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第109号

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

大津市都市計画法施行細則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。
様式第38号及び様式第39号を次のように改める。

様式第38号 (第22条関係)

大津市指令 第 号
年 月 日

様

大津市長 

建築許可書

年 月 日付けで申請のあった建築物の建築については、都市計画法第53条第 1 項の規定により、
下記のとおり許可する。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 許可に付した条件

様式第39号 (第22条関係)

大津市指令 第 号
年 月 日

様

大津市長 

建築不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物の建築については、下記のとおり不許可としたので、大津市都市計画法施行細則第22条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 不許可とした理由

この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。